

# 会津坂下町公共下水道事業経営戦略

平成 29 年 3 月

会 津 坂 下 町 建 設 課

## 会津坂下町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 会津坂下町

事 業 名 : 単独公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	35.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3処理区		
処理場数	3箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していない		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	従量制、累進制						
業務用使用料体系の 概要・考え方	【基本使用料】 0~10m <sup>3</sup> まで・・・1,400円						
その他の使用料体系の 概要・考え方	【従量料金】 11~20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき150円 21~50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき160円 51~100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき190円 101m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき230円 (税抜き価格)						
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,040	円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,591	円
	平成26年度	3,130	円		平成26年度	3,694	円
	平成27年度	3,130	円		平成27年度	3,754	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	平成28年度現在、下水道を担当する建設課上下水道班は8名となっている。
事業運営組織	平成28年度現在、上下水道班8名のうち、公共下水道担当職員は4名となっている。

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理場の維持管理を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	実施していない
	ウ PPP・PFI	実施していない
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していない

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表している、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付する。

この経営比較分析表では、経営の健全性・効率性において、各指標が類似団体に比べ低い要因は以下のことが考えられる。

①建設事業に係る地方債償還金が平準化されていない。

②計画面積281haに対し、平成27年度末の整備済面積が106haで整備率は38%と低い。

③使用料は、平成5年度に策定後改定されておらず、投資規模上、適正な水準とはいえない。

また、殆どの施設は、平成元年以降建設されたものであり、管渠及び処理施設躯体等はまだ法定耐用年数に余裕はあるが、機械設備等の経年劣化は進んでおり、その更新は重要な課題である。しかし、人口減少及び節水機器の普及に伴う料金収入の減少や、既に整備したストックを支える管理経費及び改築更新費の増加は、下水道経営を圧迫することが見られる。

## 2. 経営の基本方針

本町の公共下水道事業は、全体計画281haのうち平成27年度末現在106haが整備済みであり整備率は38%です。今後も未整備地区の整備促進を図り、本戦略の期間中において全体計画のうちアクションプランに基づき約88%まで整備し料金収入の増加を図るものとする。限られた財政の中で適正な下水道事業経営が可能となるよう、財政基盤の強化のため使用料等の収入源拡大を図るとともに、国や企業債の資金を的確に調達し、経営の健全化に努めていくことを基本方針とする。本戦略は、平成28年度～平成37年度の10年間を計画期間として予測し策定する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### 【投資の目標に関する事項】

・平成28年度に策定した「会津坂下町10年概成アクションプラン」に基づき、平成37年度の整備率を全体計画の約88%とする。

##### 【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

・「会津坂下町10年概成アクションプラン」に基づき今後の年度別事業費を反映している。

##### 【広域化・共同化・最適化に関する事項】

・住民意向や地域の実情を考慮し、処理区の再編や隣接する集落の統合を図っていく。(投資・財政計画では算定しない)

##### 【投資の平準化に関する事項】

・老朽化する施設の適正な維持のためストックマネジメント計画を平成32年度に策定し、建設改良費を合わせた事業費の平準化に配慮した効率的な改築更新事業を実施していく。

##### 【民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)】

・他都市事例を参考に導入検討を行っていく。(投資・財政計画では算定しない)

##### 【その他】

・下水道クイックプロジェクトの新技术を積極的に導入し、建設コスト削減を図っていく。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### 【財源の目標に関する事項】

・国の補助制度の活用及び使用料収入の安定化を図り、一般会計繰入金削減を目指していく。

##### 【使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項】

・整備拡大により、水洗化人口の増加による料金収入は増加するが、本計画を基に使用料の適正化を図っていく。

##### 【企業債に関する事項】

・国の補助制度を活用し、補助事業と単独事業の充当率分を計上している。

##### 【繰入金に関する事項】

・収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、なお不足した分を他会計繰入金として受け入れている。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入及び国庫補助金等を充て、なお不足した分を他会計補助金として受け入れている。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### 【民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)】

・包括的民間委託の導入可否について検討する。(投資・財政計画では算定していない)

##### 【職員給与費に関する事項】

・計画期間内では組織形態等の変更予定はないので、現状が続くものとしている。

##### 【動力費に関する事項】

・流入水量の変動により処理場にかかる動力費を変動させている。

##### 【薬品費に関する事項】

・流入水量の変動により処理場にかかる薬品費を変動させている。

##### 【修繕費に関する事項】

・流入水量の変動により処理場にかかる修繕費を変動させている。

##### 【委託費に関する事項】

・流入水量の変動により処理場にかかる委託費を変動させている。

##### 【その他】

・現状が続くものとしている。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点では具体的な計画はないが、住民意向や地域の実情を考慮し、今後下水道処理区の再編や隣接する集落の公共下水道等への統合を図っていく。
投資の平準化に関する事項	現時点では問題はないが、供用開始後24年が経過しているため、今後ストックマネジメント計画を策定し、建設改良費を合わせた事業費の平準化に配慮した効率的な改築更新事業を実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では具体的な計画はないが、民間に委ねるPFIの他都市事例を参考に、導入時の課題や導入効果を研究し、本町に適したPFIの導入検討を行うなど、民間のノウハウ活用に努めていく。
その他の取組	下水道クイックプロジェクトの新技术を積極的に導入し、建設コスト削減を図っていく。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	整備拡大に伴う水洗化人口の増加により、今後事業経営の収入源である料金収入は増加し、処理原価は減少が見込まれる。しかし、本町の平成27年度経費回収率は、38.8%であり、類似団体経費回収率平均と比べて低い状況にある。今後は、使用料の見直しにより経費回収率50%以上を目指し、経営基盤の強化を行う方針とする。また、平成30年度より水道事業、農業集落排水事業とともに、使用料改定について本格的に検討を行っていく。
資産活用による収入増加の取組について	現時点では具体的な計画はないが、汚泥の再利用、未利用地の有効活用等を必要に応じて検討していく。
その他の取組	水洗化促進を図るとともに、収納率向上に努め、安定した収入の確保を図っていく。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道と農業集落排水の処理施設にかかる維持管理コスト削減について、包括的民間委託の導入可能性調査を行い、導入可否について判断していく。
職員給与費に関する事項	今後も現在の体制が続いていくものと考えられるが、必要に応じて組織形態や職員数については、業務量と整合を図っていく。
動力費に関する事項	施設規模の適正化により動力費の低減を図っていく。
薬品費に関する事項	施設規模の適正化により薬品費の低減を図っていく。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画の中で、施設ごとの維持管理計画を策定し、計画的に予防・保全する。
委託費に関する事項	料金徴収業務に関しては、民間委託等の導入を図っていく。
その他の取組	経営基盤強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むために、今後公営企業会計への移行を図っていく。 水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検討しつつ取り組んでいく。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、数年ごとに見直すことを基本とするが、公営企業会計移行時等においては再度検証を行う。
---------------------	-------------------------------------------------

# 経営比較分析表

福島県 会津坂下町

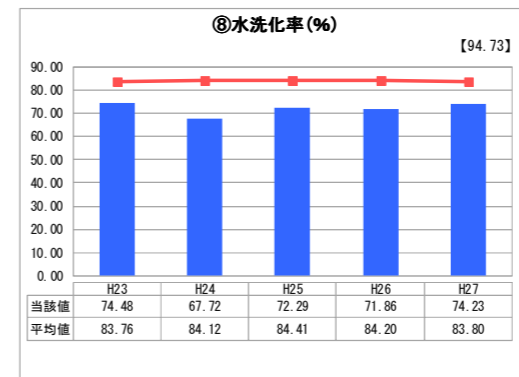
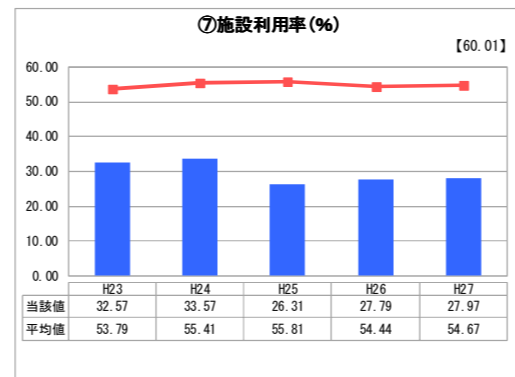
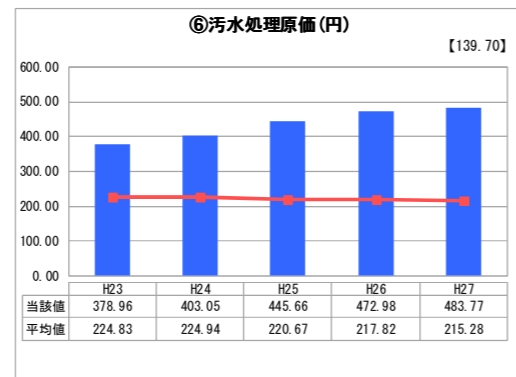
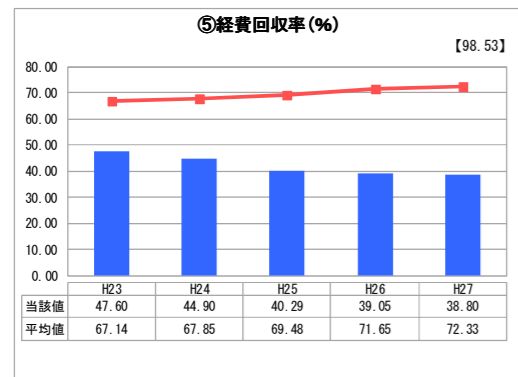
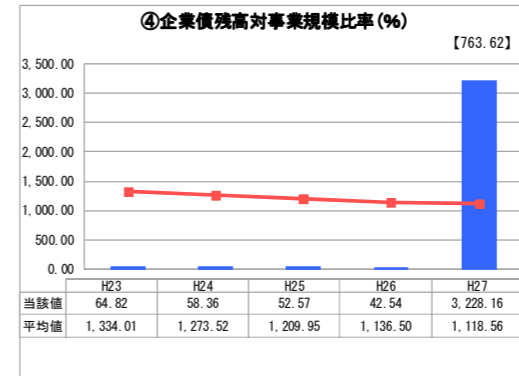
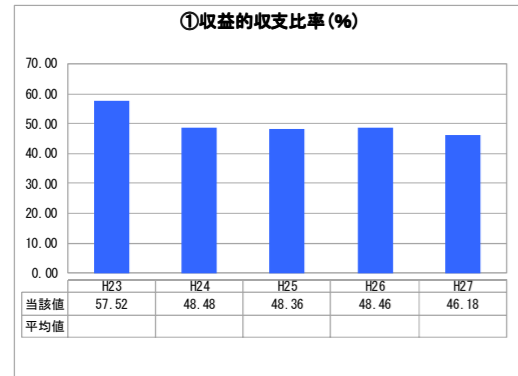
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	22.69	96.64	3,130

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
16,736	91.59	182.73
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,775	1.06	3,561.32

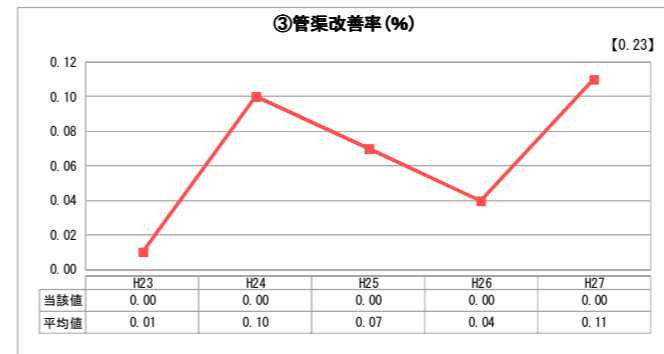
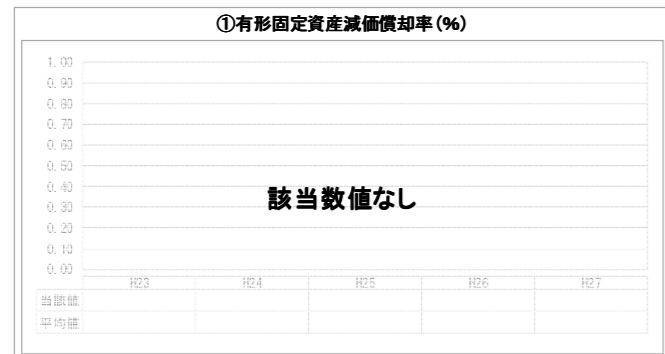
## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性・効率性において、各指標が類似団体に比べ低い要因は以下のことが考えられる。

①建設事業に係る地方債償還金が平準化されていない。

②計画面積281haに対し、H27年度末の整備済面積が106haで整備率は38%と低い。

③使用料は、平成5年度に策定後改定されておらず、投資規模上、適正な水準とはいえない。

改善策として、職員の適正配置による人員削減(H16年度)、使用料徴収の事務委託(H18年度)、処理施設維持管理業務の複数年契約(H22年度)、「公営企業健全化計画」に伴う繰上償還、及び経営戦略の策定(H28年度)等、建設費及び維持管理費の抑制と事務の効率化を図り、経営の安定化に努めてきた。

今後も、使用料収入が早期に見込まれる区域を優先的に整備するなど、費用対効果による投資の効率化を図るとともに、工法等の経済比較をしながら建設コストの縮減を進めていく。さらには、現有施設を最大限に活用するため、普及啓発活動を積極的に推進し、有収率の向上に努めていく。

### 2. 老朽化の状況について

殆どの施設は、平成元年以降建設されたものであり、管渠及び処理施設躯体等は法定耐用年数に余裕はあるが、機械設備等の経年劣化は進んでおり、その更新は重要な課題である。

今後、老朽化する施設の改築更新等の課題を長期的な視点で捉え、財源確保等、課題解決のため長寿化計画やアセットマネジメントを策定する。

## 全体総括

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等、安全で快適な生活を確保する社会的ニーズの高い社会基盤施設である。

しかし、人口減少及び節水機器の普及に伴う料金収入の減少や、既に整備したストックを支える管理経費及び改築更新費の増加は、下水道経営を圧迫することが予想される。

今後は、経営戦略策定を踏まえ、経営の安定化を図るため、下水道の受益者である住民等に対し、雨水公費汚水私費の費用負担の原則を理解していただき、適切な料金設定について検討することが最も優先される課題であるといえる。

また、整備済区域の接続率向上を図るとともに、整備計画についても、住民の理解を得ながら推進していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収支計画（公共）

（単位：千円、％）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 決算 見込	H28 本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
区 分	1 総 収 入 益 (A)	76,459	73,704	71,439	72,541	74,322	76,037	77,618	79,796	82,033	84,343	87,188	91,465	
	(1) 営 業 収 入 益 (B)	52,119	53,880	55,291	57,582	61,105	64,609	67,978	71,309	74,601	77,739	80,723	84,843	
	ア 料 金 収 入 益 (C)	52,109	53,860	55,291	57,582	61,105	64,609	67,978	71,309	74,601	77,739	80,723	84,843	
	イ 受 託 工 事 収 入 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ そ の 他	10	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 営 業 外 収 入 益	24,340	19,824	16,148	14,959	13,217	11,428	9,640	8,487	7,432	6,604	6,465	6,622	
	ア 他 会 計 繰 入 金	22,059	18,433	14,757	13,568	11,826	10,037	8,249	7,096	6,041	5,213	5,074	5,231	
	イ そ の 他	2,281	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391
	2 総 費 用 (D)	76,459	73,704	71,439	72,541	74,322	76,037	77,618	79,796	82,033	84,343	87,188	91,465	
	(1) 営 業 費 用 (D)	46,548	44,551	44,020	45,585	47,990	50,382	52,682	54,956	57,203	59,346	61,383	64,196	
	ア 職 員 給 与 費	6,026	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272	6,272
	イ そ の 他	40,522	38,279	37,748	39,313	41,718	44,110	46,410	48,684	50,931	53,074	55,111	57,924	
	(2) 営 業 外 費 用	29,911	29,153	27,419	26,956	26,332	25,655	24,936	24,840	24,830	24,997	25,805	27,269	
	ア 支 払 利 息	29,911	29,153	27,419	26,956	26,332	25,655	24,936	24,840	24,830	24,997	25,805	27,269	
イ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1 資 本 的 収 入 (F)	339,009	513,405	299,988	310,396	312,275	314,109	413,258	421,812	431,774	449,653	551,002	556,128		
(1) 地 方 債 借 入 金	95,200	177,700	108,752	108,752	108,752	108,752	160,539	165,718	170,897	185,754	237,541	237,541		
うち うち 資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2) 他 会 計 補 助 金	103,363	127,298	88,678	99,086	100,965	102,799	101,325	99,815	99,715	87,969	88,694	93,820		
(3) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	123,831	197,252	90,748	90,748	90,748	90,748	133,961	138,283	142,604	156,247	199,460	199,460		
(6) 工 事 負 担 金	16,615	11,155	11,810	11,810	11,810	11,810	17,433	17,996	18,558	19,683	25,307	25,307		
(7) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2 資 本 的 支 出 (G)	339,009	513,405	299,988	310,396	312,275	314,109	413,258	421,812	431,774	449,653	551,002	556,128		
(1) 建 設 改 良 費	257,695	427,494	210,000	210,000	210,000	210,000	310,000	320,000	330,000	360,000	460,000	460,000		
うち うち 職員給与費	23,078	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059	23,059		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	81,314	85,911	89,988	100,396	102,275	104,109	103,258	101,812	101,774	89,653	91,002	96,128		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
積 立 金 (K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 質 収 支 黒 字 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	48	46	44	42	42	42	43	44	45	48	49	49		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	52,119	53,880	55,291	57,582	61,105	64,609	67,978	71,309	74,601	77,739	80,723	84,843		
地 方 財 政 法 による ((R)/(S)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 債 残 高 (X)	1,667,343	1,759,132	1,777,896	1,786,252	1,792,729	1,797,372	1,854,653	1,918,559	1,987,682	2,083,783	2,230,322	2,371,735		
○他会計繰入金 (単位：千円)														
区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 決算 見込	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
収 益 的 収 支 分		22,059	18,433	14,757	13,568	11,826	10,037	8,249	7,096	6,041	5,213	5,074	5,231	
	うち 基準内繰入金	22,059	18,433	14,757	13,568	11,826	10,037	8,249	7,096	6,041	5,213	5,074	5,231	
	うち 基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資 本 的 収 支 分		103,363	127,298	88,678	99,086	100,965	102,799	101,325	99,815	99,715	87,969	88,694	93,820	
	うち 基準内繰入金	2,267	2,368	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268	
	うち 基準外繰入金	101,096	124,930	86,410	96,818	98,697	100,531	99,057	97,547	97,447	85,701	86,426	91,552	
合 計		125,422	145,731	103,435	112,654	112,791	112,836	109,574	106,911	105,756	93,182	93,768	99,051	